

平成25年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	15	府省庁名	経済産業省
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> 事業税 事業税(外形) 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他()		
要望項目名	中小企業者等の法人税率の特例		
要望内容(概要)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 中小企業者等に係る法人税の軽減税率を引き下げる。（当分の間） ・ 特例措置の内容 中小企業者等に係る法人税の軽減税率の引き下げが認められた場合、法人住民税法人税割についても同様の効果を適用する。（租税特別措置法第42条の3の2、68の8、租税特別措置法施行令第27条の3の2において措置された場合、国税との自動連動を図る。） 		
関係条文	地方税法第23条第1項第3号、同法第72条の23第1項、同法292条第1項第3号		
減収見込額	(初年度) ▲18,060 (▲ 18,060) (平年度) ▲ 18,060 (▲ 18,060) (単位：百万円)		
要望理由	<p>(1) 政策目的 中小企業者等は、我が国経済の基盤であり、地域経済の柱として多くの雇用を担う存在であることから、中小企業者等の法人税の軽減税率を引き下げることでその活性化や競争力の向上を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 我が国経済が、リーマンショックの発生した平成20年後半からの国内需要の低迷や歴史的な円高の進展等に伴う長期にわたるデフレ、国内産業の空洞化の危機に直面している中で、経営環境の変化に特に影響を受けやすい中小企業者等は厳しい状況に置かれている。また、足下では欧州政府債務危機を巡る不確実性の高まりに伴って世界景気に減速感が広がっており、我が国の景気を下押しするリスクとなっていることや、平成25年3月の金融円滑化法の期限到来、平成26年以降の消費税率の二段階の引上げに伴い、中小企業者等は、先行き不透明な中で、資金繰りの圧迫化や利益の圧縮等により、一層厳しい経営を余儀なくされていくおそれがある。</p> <p>こうした状況の中で、中小企業者等は我が国経済の基盤であり、地域経済の柱となり、多くの雇用を担う存在であることから、中小企業者等に係る軽減税率の更なる引下げを行い、中小企業者等に係るキャッシュフローを改善し、財務基盤の安定・強化を図ることで、その成長力を高め、地域経済の活性化、雇用の確保・増加を図り、もって日本経済の自立的な経済成長に貢献することが必要である。</p>		
本要望に対応する縮減案	—		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	4. 取引・経営の安心
	政策の達成目標	厳しい経営環境の中で必死に利益を上げている中小企業者等を支援するため、軽減税率引下げを含めた中小企業政策を一体的に展開することにより、中小企業者等の経営基盤を強化し、その成長力を高め、雇用の確保・増加、地域経済の活性化を図り、日本経済の自立的な経済成長に貢献する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	当分の間
	同上の期間中の達成目標	法人税の軽減税率の特例を含めた中小企業関連税制等諸施策を通じて中小企業者等に係るキャッシュフローの改善や経営基盤の強化を図る。
	政策目標の達成状況	平成 21 年度の本特例措置創設以降、中小企業の資金繰りは改善の兆しが見え始めてきたが、足下での円高の進行や平成 24 年度末の金融円滑化法の期限到来、消費税率の二段階の引上げ等により先行きは極めて不透明な状態にある。こうした状況下において中小企業者等に係るキャッシュフローの改善や財務基盤の安定を図るためにも、本特例措置に基づく軽減税率の更なる引下げが必要である。
有効性	要望の措置の適用見込み	全ての中小企業者等が適用対象となる。 【適用件数】 ・平成 24 年度：688,997 件（直近実績と同程度並と想定） ・平成 25 年度：688,997 件（同上） ・平成 26 年度：688,997 件（同上） ・平成 27 年度：688,997 件（同上） （出典）H22「会社標本調査」により経済産業省試算（国税庁） 【減収額試算】 ・平成 24 年度（18%→15%）：783 億円（経済産業省試算） （* 復興特別法人税で、15%→16.5%、減収規模 392 億円） ・平成 25 年度（15%→11%）：1,044 億円（経済産業省試算） （* 復興特別法人税で、11%→12.1%、減収規模 757 億円） ・平成 26 年度：同上 ・平成 27 年度：同上 （出典）財務省試算を基に経済産業省試算
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	事業年度の所得の金額が 800 万円以上の中小企業者等については、法人税の軽減税率を 15%から 11%に引き下げた効果として 32 万円、25.5%の税率が適用される中小企業者等以外の法人との差額では 116 万円のキャッシュフローが生じることとなり、消費税率の二段階の引上げ等により厳しくなることが見込まれる中小企業者等の資金繰りが改善する（事業年度の所得の金額が 800 万円未満の中小企業者等についても所得金額に比例した法人税の軽減により、相応に資金繰りが改善する。）。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	本特例措置と同様の政策目的に係る税制上の支援措置は存在しない。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	金融円滑化法の期限到来や消費税率の二段階の引上げ等は、環境変化に特に影響を受けやすい中小企業者等に更なる利益の圧縮、資金繰り圧迫をもたらす懸念があり、我が国経済に大きな影響を与えるおそれがある。こうした先行き不透明な状況下において、本特例措置は、中小企業者等に係るキャッシュフローを改善し、財務基盤を強化するものであることから、政策手段としての的確である。 また、租税負担能力に着目して、中小企業者等とそれ以外の法人の法人税率に差異を設けた制度であることから、課税の公平原則に照らし、国民の納得できる必要最小限の特例措置となっている。

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>※過去の適用件数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 21 年度：697,692 件 ・平成 22 年度：688,997 件 ・平成 23 年度：688,997 件（直近実績と同程度並と想定） （出典）H22「会社標本調査」により経済産業省試算（国税庁） <p>【減収額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 21 年度(22%→18%)：1,100 億円 ・平成 22 年度(22%→18%)：914 億円(財務省試算) ・平成 23 年度(22%→18%)：895 億円(財務省試算)
<p>税負担軽減措置等の適用による効果(手段としての有効性)</p>	<p>軽減税率の引下げにより、中小企業者等に係るキャッシュフローが改善され、設備投資や内部留保の増加を促すこととなり、中小企業者等の活性化、競争力の向上、雇用の増加が図られる。具体的には、軽減税率の引下げによる減収額 1,044 億円に対し、本措置によって国内生産額が 3,302 億円増加し、GDP が 1,722 億円押し上げられ、それに伴い 21,162 人の雇用創出効果がもたらされるという試算がある（中小企業庁委託調査による試算）。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>中小企業関連税制等諸施策を通じて中小企業の経営の安定を図り、その活性化・競争力の強化を通して、日本経済の成長に繋げる。</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>本特例措置を創設した平成 21 年度以降、中小企業の資金繰り DI や業況判断 DI は一部で回復の兆しが見え始めたが、平成 23 年 3 月の東日本大震災や近年の継続的な円高等により、依然として業況判断 DI は▲21.7、資金繰り DI は▲18.5 と大幅なマイナス水準となっている。他方、2011 年度の実質 GDP 成長率が▲0.0%という状況の下、平成 24 年度末の金融円滑化法の期限の到来とともに、平成 26 年 4 月、平成 27 年 10 月の消費税率の二段階の引上げが決定されていることを踏まえれば、先行き不透明な中で、中小企業者等は、更なる利益の圧縮、資金繰りの圧迫化等により、一層厳しい経営を強いられるおそれがあり、我が国経済に大きな影響を与えるおそれがある。</p> <p>中小企業者等は我が国経済の基盤であり、地域経済の柱として多くの雇用を担う存在であることから、中小企業者等に係る軽減税率の更なる引下げを行い、中小企業者等に係るキャッシュフローを改善し、財務基盤の安定・強化を図ることで、その成長力を高め、地域経済の活性化、雇用の確保・増加を図り、もって日本経済の自立的な経済成長に貢献することが必要である。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 21 年度 創設（軽減税率 18%、所得区分 800 万円以下） ・平成 22 年度 政府税制調査会での数次に亘る議論を経て、税制改正大綱（平成 21 年 12 月 22 日）において、「我が国において地域経済の柱となり、雇用の大半を担っているのは中小企業です。こうした中小企業を支えることは、税制にとっても重要な課題の一つです。このため、租税特別措置の見直しに当たっても、中小企業にはできる限りの配慮を行います。また、公益法人などに対する税率との均衡等も勘案しつつ、厳しい経営環境の中で必死に利益を上げている中小企業を支援するため、中小法人に対する軽減税率を引き下げることが必要です。これについては、課税ベースの見直しによる財源確保などと合わせ、その早急な実施に向けて真摯に検討します。」と結論。 ・平成 23 年度税制改正(平成 23 年 11 月法案成立)において、本則税率を 22%から 19%に、軽減税率を 18%から 15%に引下げ。